

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名	: 大阪湾流域別下水道整備総合計画（案）
意見募集期間	: 令和7年9月19日～令和7年10月9日まで
意見等の提出件数	: 11件（4人）
反映した	: 0件
既に織り込み済み	: 3件
今後の検討課題	: 0件
対応困難	: 0件
その他	: 8件
合計	: 11件

項目等	No.	意見等の概要	件数	県の考え方
計画書	1	(8～10ページ) 「※2 原田処理場の目標負荷量は大阪府に計上」の文言は、補足説明資料のP26にも記載した方がいいのではないか。	1	[その他] ご意見を踏まえ、補足説明資料P26に以下のとおり記載しました。 「(参考) 原田処理場の目標負荷量は大阪府に計上」
水質環境基準以外の目標 (豊かな海の実現)	2	下水処理場からの放流水の全窒素・全りん濃度を計画処理水質に近い濃度で放流されるよう、必要な施設の整備及び運用を行っていただきたい。	3	[既に織り込み済み] 栄養塩類管理計画に位置付けた4箇所の下水処理場において、豊かな海の実現に向けた取組のひとつとして、計画処理水質の範囲内において可能な限り全窒素の放流濃度を高める運転管理に努めることを配慮規定としております。 また、他の下水処理場でも今回、計画処理水質の基準が緩和されるため、全窒素・全りんを放流しやすくなります。
	3	大阪湾北東沿岸の下水処理場において、放流水が沿岸部に停滞しないよう放流口を沖合に設置する等、海域に広く拡散させる整備及び運用を行っていただきたい。	2	[その他] いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
	4	兵庫県が主体となった検討会議を少なくとも年1回程度開催し、下水処理場の放流水質と海域の栄養塩類濃度の変化や「豊かな海の実現」への進捗、下水道や環境基準等に関連する事項の確認を行い、計画を適宜見直し、改訂できる体制を構築していただきたい。	3	[その他] 本計画は国の基本方針を踏まえて作成しています。基本方針ではモニタリング等で水質などの動向を確認し、5年程度毎に基本方針のレビューを行い、流総計画の見直し含めて必要な措置を検討するとなっていますので、本県も協力していきます。 また、県では豊かな海の実現に向け、栄養塩類管理運転の技術や運転状況等について、市町と情報共有をしていきます。
	5	人口が減って栄養塩類の量自体が減っているので、その分を補えるような長期的な対策を考えてほしい。	1	[その他] いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
	6	海の流れが速く、栄養塩類がすぐに沖に流されてしまうため、漁場にしっかりと栄養が届くような放流の仕組みや工夫をお願いしたい。	1	[その他] いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。